第12回 次の文が正しい場合は○、間違い箇所がある場合は正しい語句を記入せよ。

~毒物及び劇物取締法関連~

- ・毒物劇物取扱責任者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う営業所に置くよう定められている。
- ・薬剤師は毒物劇物取扱責任者となることができない。
- ・毒物劇物営業者以外の者に毒物又は劇物を譲り渡すことを業としている者は、毒物又は劇物の販売業の指定を 受けていなければならない。
- ・薬局開設者であっても、厚生労働大臣より毒物又は劇物の販売業の登録を受けなければ、毒物又は劇物を販売 することができない。
- ・毒物又は劇物の販売業の登録には、一般販売業の登録、家庭用品目販売業の登録及び特定品目販売業の登録の 3種類がある。
- ・毒物劇物の特定品目販売業の登録を受けた者は、すべての毒物、劇物及び特定毒物を販売することができる。
- ・毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を直接に取り扱う製造所、営業所又は店舗ごとに、原則として、専任の毒物 劇物取扱者を置かねばならない。
- ・毒物又は劇物の販売業者は、その営業の登録が効力を失ったときは、30 日以内に、都道府県知事に、現に所有する特定毒物の品名及び数量を届け出なければならない。
- ・毒物又は劇物の製造業の登録には、品目の承認制度は設けられていない。
- ・毒物又は劇物の製造業の登録を受けていても、製造している毒物又は劇物と同一の品目について、販売又は授 与の目的で輸入する際には、販売業の登録を受けなければならない。
- ・毒物劇物営業者は、心身の障害により毒物又は劇物による保健衛生上の危害防止の措置を適正に行うことができないものとして厚生労働省令で定めるものに毒物又は劇物を交付してはならない。
- ・毒物劇物営業者は、政令で定める毒物又は劇物については、厚生労働省で定める方法によりあせにくい青色に 着色したものでなければ、これを農業用として販売し又は授与してはならない。
- ・特定毒物には、政令により品質、色素、表示の基準が規定されているものがある。
- ・毒物劇物営業者は、毒物劇物営業者以外の者に毒物又は劇物を販売したときは、その都度、毒物又は劇物の名 称及び数量等の必要事項を記載し印を押した資料の提出を受けなければならない。
- ・毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売する場合には、交付の相手方が 14 歳未満の者でないことを確認しなければならない。

- ・毒物劇物営業者は、毒物又は劇物を販売するときは、一部の例外を除き、その販売する時までに譲受人に当該 毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する特性を提供しなければならない。
- ・毒物劇物営業者は、毒物又は劇物の容器として、飲食物の容器として通常使用されるものを使用してよい。
- ・トルエンを含有するシンナーは、みだりに摂取し、若しくは吸入し又はこれらの目的で所持してはならない。
- ・酢酸エチルを含有する接着剤は、みだりに摂取し、吸入し、又はこれらの目的で所持してはならない。
- ・毒物劇物営業者はピクリン酸を交付する際、身分証明書、運転免許証などによりその交付を受ける者の氏名及 び住所を確認しなければならない。
- ・毒物又は劇物を販売業者は、毒物又は劇物の直接の容器又は直接の被包を開いて、毒物又は劇物を販売すると きは、その販売する毒物又は劇物の容器又は被包に、販売業者の氏名及び住所並びに薬剤師の氏名を表示しな ければならない。
- ・毒物又は劇物である有機リン化合物の製剤について、表示すべき解毒剤の名称は 2-ピリジルアルドキシムメチオダイド(PAM)の製剤及び硫酸モルヒネの製剤である。
- ・「医薬用外劇物」は法規において容器・被包に表示が規定されている文字である。
- ・特定毒物の容器及び被包には、「特定毒物」の文字の記載は必要である。
- ・毒物劇物営業者は、毒物の世嘔気及び被包には黒地に白色をもって「毒物」の文字、劇物の容器及び被包には、 白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。
- ・毒物劇物営業者は、劇物の容器及び被包並びに貯蔵する場所に、「医薬用外」及び「劇薬」の文字を表示しなければならない。
- ・毒物劇物営業者は毒物又は劇物の譲渡に係る書面を、販売又は授与の日から 3 年間保存しなければならない。
- ・業務上毒物又は劇物を取扱う者は、その容器として、飲食物の容器として通常使用されるものを使ってよい。
- ・毒物を廃棄する場合は、政令で定める安全上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。
- ・メタノールの廃棄に際して、危害のない場所で少量ずつ燃焼させた。
- ・毒物又は劇物の運搬について、保健衛生上の危害を防止するため必要があるときは、政令で安全上の基準を定 めることができる。
- ・シアン化ナトリウムを業務上使用するもので、電気めっき業、金属熱処理業等の政令で定められた事業者は、 厚生労働大臣に届け出なければならない。

- ・毒物劇物営業者は、その取扱いに係る劇物が漏れ、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるお それがあるときは、直ちに、その旨を保健所、医療機関又は消防機関に届け出るとともに、必要な応急の措置 を講じなければならない。
- ・毒物劇物営業者は、その取扱いに係る毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに都道府県知事に届け出なければならない。
- ・毒物劇物営業者は、毒物を廃棄しようとするときには、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従って廃棄するが、都道府県知事への届け出や当該職員立会いのもとに廃棄する必要はない。
- ・特定毒物研究者は、特定毒物を製造又は輸入することができない。
- ・毒物又は劇物の製造業の登録の有効期限は6年である。
- ・毒物又は劇物を直接に取り扱わない輸入業者であれば、その営業所に専任の毒物劇物取扱責任者を置く必要は ない。